

平成 19 年 10 月 30 日 制定

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は川崎市新エネルギー振興協会と称する。
- 第 2 条 本会は、当面の間、川崎市経済局産業振興部内に置く。
- 第 3 条 本会は新エネルギー産業の基盤確立に向け、新エネルギーの普及促進、技術的知見の拡充及び会員相互の親睦・交流を図り、もって、持続可能な都市の形成に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 新エネルギーの普及促進に資する販売促進事業、展示会の開催など
  2. 新エネルギー技術に関する研究・発表会、講演・講習会及び研修・見学会などの開催
  3. 新エネルギー利用に関する学術団体、行政機関との連絡、調整
  4. 新エネルギー利用に関する資料および情報の収集と提供
  5. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

## 第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は普通会員、特別会員の 2 区分とする。
- 第 6 条 普通会員は本会の目的に賛同し、入会を希望する川崎市内に営業拠点を置く法人、個人事業主若しくは本会の趣旨に賛同する個人とする。
- 第 7 条 特別会員は本会の事業に賛同する公益的団体、行政とする。
- 第 8 条 普通会員は、当該年度の予算書において定める年会費を納入しなければならない。
- 第 9 条 退会する場合には、会長に退会届を提出するものとする。

## 第 3 章 役 員

- 第 10 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名  
副会長 1 名  
理 事 1 名  
会 計 1 名  
監 事 1 名

また、役員会の承認を得て、必要に応じて顧問（学識経験者）を置くことができる。

- 第 11 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 第 12 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその代行となる。
- 第 13 条 理事は会長、副会長とともに会務を掌る。

第 14 条 会計は、本会の予算執行を掌り、金銭の出納、帳簿の記載など必要な事務を事務局に指示する。

第 15 条 監事は本会の会計監査に当たる。

第 16 条 顧問は会長の諮問に応じるとともに、必要において理事会に出席して意見を述べることができる。

第 17 条 役員は総会において互選する。

第 18 条 顧問は役員会の議決を経て会長が任命する。

第 19 条 役員の任期は原則として 2 年とする。ただし再任を妨げない。

#### 第 4 章 会 議

第 20 条 本会の会議は総会、役員会とする。

第 21 条 総会は会員により、原則として毎年 1 回開催し、会長が議長となり事業報告、事業計画、予算、決算の承認、役員の選出、会則の変更、その他重要事項を審議決定する。

第 22 条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成をもって成立する。

第 23 条 役員会は必要に応じて会長が役員を招集し、事業計画の立案、総会に提出すべき議案の作成、事業実施の方法等の本会の運営についての審議決定を行なう。

#### 第 5 章 会 計

第 24 条 本会の経費は会費、負担金、寄付金、その他の収入によって支弁する。

第 25 条 本会の事業年度および会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

第 26 条 会計は会計年度終了後、収支決算書を作成し、監事の承認を受けた後、総会に提出しなければならない。

#### 第 6 章 事務局

第 27 条 本会の事務を執るため、事務局を設置し、当分の間、川崎市経済局産業振興部においてこれを行う。

#### 附 則

1 (施行期日)

本会則は平成 19 年 10 月 30 日から施行する。

2 (任期の特例)

初代の役員の任期については、第 19 条の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 30 日から平成 21 年春に開催される総会までとする。

3 (会計年度の特例)

19 年度会計については、第 25 条の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 30 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。